

## 緊急一時的な宿泊事業に関するQ&A

緊急一時的な宿泊事業とは、八女市または筑後市で、同居する家族に介護を受けながら在宅生活する障がい者等の介護者の急病等で、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になり、緊急短期入所の受入れ先が見つからない場合、八女市・筑後市と緊急時の受入れを締結している福祉事業所等が宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施する事業です。

### ○利用対象者

- 1 八女市・筑後市在住の障がい者（児）で、次のいずれにも該当する者
  - ア 対象者又は介護者の病気又は事故、葬儀等により、在宅での介護ができない場合
  - イ 障害福祉サービス受給者証による短期入所の利用が困難な場合
- 2 虐待による緊急保護を必要とする者
- 3 その他、福祉事務所長が必要と認める者

○※最大5日間

### Q&A

※このQ&Aでは、緊急一時的な宿泊事業を以下、緊急一時宿泊という

**Q1 単身生活している障がいのある方が怪我等により、病院に入院するまでもないが、一時的に食事準備等が困難な場合、利用はできますか？**

A1 不可。社会福祉協議会のフードバンク（食糧提供）利用を優先検討。利用対象者像は、親等と同居し、主たる介護者が急病等により不在で、身の回りの世話がないと生活が出来ない方を想定しています

**Q2 介護者が事故、出産、疾病、葬儀などの理由により、介護者による在宅での介護が受けられず、在宅生活が困難な場合は、利用はできますか？**

A2 可。但し、短期入所の支給決定がある場合は、短期入所の受入れ先を探していきます。

**Q3 親子関係の確執による高ストレスで、リストカットなどの自傷行為が抑えきれず、病院に入院するまでもないが、一時的に距離を置いた方が良い場合、利用はできますか？**

A3 可。まずは、民宿の検討や親族などに頼れるかご相談ください。また、自立体験ルームの利用対象です。家族からの自立、家族と離れて暮らしてみたい体験の場ですので、利用をご検討下さい。

**Q4 65歳以上の高齢障がい者の利用はできますか？**

A4 要相談。介護保険制度での受入れ相談が優先となります。但し、介護保険の事業所で受入れ先がない場合かつ夜間・休日など緊急性が高い場合は、福祉事務所長が認める限り可です。

**Q5 障がい児は、利用できますか？**

A5 要相談。年齢に下限はありませんが、緊急一時宿泊の受入れ先が障がい者支援施設となります。また、虐待などの緊急の案件は、児童相談所による一時保護対応が優先されます。

**Q6 DV（ドメスティック・バイオレンス）により、親子での利用は可能ですか？**

A6 要相談。DVシェルター利用が優先となります。また、親子で宿泊できるかは、緊急一時宿泊登録事業所かつDV担当係、家庭児童相談室の判断によります

**Q7 台風、集中豪雨、地震などの天災による事前避難として、利用できますか？**

A7 不可。緊急一時宿泊で確保している居室は限りがあります。避難勧告時は、各最寄りの公民館などの一次避難所への避難を優先しています。

**Q8 施設入所者が、里へ一時帰省中に介護者が急病した場合、利用はできますか？**

A8 不可。施設入所先での受け入れが原則です。

**Q9 主たる介護者が、コロナ・インフルエンザ等の感染症の病気で、支援対象者は感染していない場合、利用できますか？**

A9 不可。緊急一時宿泊を利用する障がいのある方は濃厚接触者になるため、県や市の感染症のガイドライン・指示に基づき対応します。

**Q10 緊急一時宿泊登録事業所までの送迎サービスはありますか？**

A10 可。介護者の急病等を想定していますので、介護者による送迎が難しい場合に限り、送迎を行うことがあります。

**Q11 緊急一時宿泊事業を利用した際の利用料はありますか？**

A11 利用者負担はありません。但し、社会通念上負担すべき、食糧費・光熱費などの費用の負担はあります。

**Q12 単身障がい者の急病による利用はできますか？**

A12 不可。社会福祉協議会によるフードバンク（食糧提供）、居宅介護による家事支援、通院支援等の外部サービスを受けることが優先となります。

**Q13 今日、明日の寝泊まりする場所がない方（生活困窮者など）は利用できますか？**

A13 不可。まずは、親族や知り合いに頼れるか相談してください。生活困窮者は、社会福祉法人のライフレスキュー事業による宿泊先提供の支援が受けられる場合があります。最寄りの社会福祉協議会にご相談ください。

**Q14 市外の障がい者は、利用することはできますか？**

A14 不可。八女市・筑後市に住民票のある方、もしくは、援護市町村が八女市・筑後市の方に限ります。緊急一時宿泊は、上記の2市の市町村事業となります。

**Q15 障がい者手帳所有していないと利用対象になりませんか？**

A15 必ずしも障がい者手帳が必須ではありません。自立支援医療証など、精神科病院に受診中、難病、発達障がいの診断がある方になります。

**Q16 主たる介護者が強度行動障がい者等の介護に疲弊している場合、利用はできますか？**

A16 可。但し、短期入所の支給決定がある場合は、短期入所の受入れ先を探していきます。今後、緊急一時宿泊利用の可能性がある場合は、短期入所の利用申請に繋げていきます。

**Q17 利用を家族は、頼みたい意向はあるものの、支援対象児・者の強い拒否など、双方の意向の相違がある場合、利用できますか？**

A17 要相談。利用は、対象者（児）の利用意思のあることが前提となります。但し、主たる介護者がいないとADLの自立が困難な場合は、ご本人含めた家族支援の視点で検討していくことはあります。

**Q18 グループホームや施設入所の入所利用者が、実家に帰省中に受入れ施設で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、その間に介護者がお世話出来ない事態になった場合、利用は可能ですか？**

A18 不可。受入れ施設で新型コロナウイルスは発生していますが、感染予防対策をしているため、入所系施設での利用が優先となります。

付 則

平成30年10月1日作成

令和2年7月30日改正

令和5年3月13日改正

令和8年4月1日改正